

伴走支援型特別保証 (保証協会)



■ご利用 いただける方	コロナの影響により売上が減少した中小企業者、個人事業主、またはセーフティネット保証（4号認定・5号認定）の認定を取得した中小企業者、個人事業主。 ※認定の申請は各市町村の設置した窓口へ申請。（一部郵送でも可）				
■資金使途	運転資金・設備資金				
■お借入金利	固定金利1.200%または金庫所定の変動金利				
■お借入限度額	1億円				
■お借入期間	10年以内（据置5年以内）				
■保証料	認定書	経営者保証 免除対応	保証料		
			内訳		
	あり	なし	0.85%	0.20%	国による補給
		あり	1.05%		0.65%
	なし	なし	0.45%～1.90%の9段階	0.20%～ 1.15%	0.85%
あり		0.65%～2.10%の9段階	0.25%～0.75%		
				0.45%～0.95%	
※ただし、返済条件の変更に伴い追加して生じる信用保証料および延滞保証料については国による補給の対象外となります。					
■お取扱期間	2021年4月1日～2024年6月30日までの保証申込受付分まで				
■その他	・今後取り組む事項について事業計画書の作成が必要 ・条件によっては、売上高減少要件確認書の提出が必要				



詳しくは当金庫本支店の融資窓口にお問い合わせください。
審査の結果によっては、お申込をお断りする場合や、ご利用についてご希望に沿えないこともございますので、ご了承ください。

商品内容、ご返済額の試算等、くわしくは、大阪信用金庫の本支店の相談窓口にお問い合わせください。